

泊を伴う学校行事（修学旅行等）は特割を！ （特別の週休日及び勤務時間の割り振り）

2010年12月16日付教育長通知「職員の週休日及び勤務時間の割り振り等について」により、いわゆる「特割」の制度が拡充されました。11～12月は修学旅行を実施する学校が多いことから、あらためてこの特割制度について理解を深め、私たちの権利として行使していきましょう。

「特割」とは？

従来は、修学旅行のような通常の勤務時間を超えたところでの業務は、時間外勤務とされてきましたが、正規の勤務時間として勤務の割り振りが2010年から可能となりました。

【概要】

- 対象となる日の勤務について、以下の点から通常の勤務時間の外側にある、勤務を要する時間の特定をし、正規の勤務時間として割り振りをする。
 - ①児童生徒の集合等から宿泊施設等への到着等までの勤務時間
 - ②その他の勤務のうち、あらかじめ学校として計画しており、当該勤務に要する時間が特定可能であると校長が認めるもの（行程表等に記載のある、宿泊施設到着後の学習活動や、夜間外出しての班活動などに関連する業務など）
- 指定する4週間以内の期間において、1週当たり2日の週休日、38時間45分の勤務時間となるようにする。
- 午後10時から翌日午前5時まででは勤務時間を割り振らない。
- 学校運営に支障がないよう留意する。
- 特割による教員特殊業務手当への影響はない。（支給される）

【割り振り例】

日	月	火	水	木	金	土
週休日	通常	- 4 h	+ 2 h	+ 2 h	+ 2 h	+ 2 h
週休日	週休日	- 2 h	- 2 h	通常	通常	週休日
週休日	通常	通常	通常	通常	通常	週休日
週休日	通常	通常	通常	通常	通常	週休日

←----- 修学旅行 ----->

【留意点】

- ◎割り振りできるのは、対象となる業務の始まる日から4週間ではなく、対象業務を行う日を含む4週間以内（始まりは日曜）となります。
- ◎制度の趣旨が異なるため、週休日の振替のように「前4週・後8週」「直近の長期休業中」に振り替えることはできません。
- ◎修学旅行等の期間に週休日が含まれる場合は、従来通り週休日の振替も行います。

【特割の追加（2019年1月～）】

2019年1月から、それまでの修学旅行等の「特割」に加え、「特別支援学校における舎監業務」「児童生徒の登校時の交通安全指導業務」「校外巡回指導」「PTAに係る会議に参加する業務（学校の立場において参加する場合に限る）」が特割対象になっています。